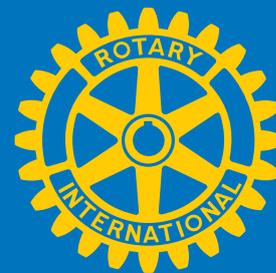


2013 年規定審議会決定に伴う変更事項



4月に開催された規定審議会による方針の変更、国際ロータリー理事会と財団管理委員会による決定、さらに新しいロータリー奉仕の導入の結果、研修資料の記載内容に多くの変更が必要となりました。その概要は以下の通りです。最新のクラブ定款および細則については、ウェブサイト(www.rotary.org/ja)を参照してください。

全般的な情報

全ロータリアンに当てはまる変更は以下のとおりです。

- 奉仕の第五部門の名称が、「新世代奉仕」から「青少年奉仕」に変更されました。方針およびプログラムの内容に変更はありません。
- 「地区協議会」という名称が、「地区研修・協議会」に変更されました。この会合に関連する方針は、従来と変わりありません。
- クラブ会員増強を目指し、衛星クラブが公式に承認されました。
 - 衛星クラブは、スポンサークラブと異なる場所と日時において例会を行います。その会員は、スポンサークラブの会員でもあります。
 - 衛星クラブは、スポンサークラブと同じ地域に所在し、将来、独立したロータリー・クラブとなることもできます。
 - 衛星クラブの例会への出席は、欠席したクラブ例会に対するメイクアップ手段として認められます。
 - 衛星クラブの例会には、スポンサークラブの役員が定期的に参加します。
- 米国とカナダに限らず、すべてのクラブにおいて、各会員がロータリーの雑誌の講読方法を、電子版または印刷版のいずれかから選ぶことができるようになりました。
- 各地区におけるEクラブの上限数がなくなりました。
- 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人は、または同じ理由のために仕事をしたことがない人も、正会員の資格が認められます。
- クラブ目標の設定・提出は、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」の書類に代わり、ロータリークラブ・セントラル(www.rotary.org/ja)から入って利用するオンラインツール)を用いて行われることになりました。

クラブ・レベルでの変更

2012年版「クラブ役員キット」が改訂されて以来、以下の方針に変更が加えられました。

以下の変更項目は、「クラブ会長要覧」第3章、「クラブ幹事要覧」第2章、「クラブ会計要覧」第1章に影響します。

- 半年ごとの人頭分担金の金額が、2013-14年度の26米ドル50セントから、2014-15年度に27米ドル、2015-16年度には27米ドル50セント、2016-17年度には28米ドルに変更されます。
- 会員数が10人未満のクラブは、これまでのように10人分ではなく、実際の会員数に基づいた額を支払うことになりました。
- 自然災害などにより甚大な被害を受けた地域のクラブから要請があった場合、理事会は、そのクラブに対し人頭分担金を減免、または支払いを猶予できるようになりました。
- 現会員がほかのクラブへの移籍する場合、または元会員がクラブに再入会する場合、入会金を再度支払わなくともよいことになりました。
- 地区大会において、会員数が25～37名のクラブは1人の選挙人を持つ資格を有し、38名～62名のクラブは2人の選挙人を持つ資格を有し、63名から87名までのクラブは3人の選挙人を持つ資格を有する、というかたちになります。各選挙人は1票を投ずる権利を有します。今後、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者(または提案)に投じるものとし、そうでない場合、そのクラブが投じた票はいずれも無効となります。

以下の変更項目は、「クラブ会長要覧」第4章および「クラブ幹事要覧」第1章に影響します。

- クラブ幹事は、クラブ理事会の正式なメンバーとなります。副会長および会場監督もクラブ細則の定めるところに従って、クラブ理事会のメンバーとすることができますが、これは義務付けられていません。

以下の変更項目は、「クラブ幹事要覧」第2章に影響します。

- クラブ会員の出席規定を満たすには、以下の方法があります。
 - メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加する。または、バランスの取れた割合でその両方を満たす。
 - 年度の各半期間に、所属クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加する(ガバナー補佐は、この義務を免除されます)。
- 会員が健康上の理由から12カ月間を超えて欠席となる場合は、クラブ理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができます。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されません。
- (会員の年齢に関わらず)ロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上である場合は、出席規定の適用が免除されます。
- (現役のRI役員自身に加え)その配偶者に対しても、出席規定の適用が免除されます。
- 理事会が正当かつ十分な理由による会員の欠席を認めた場合(ロータリークラブ定款第9条第3節a)の下に出席規定の適用を免除された場合、その会員と

会員の欠席は、出席記録に含まれず、クラブにおける出席率の算出に含まれないことになりました。

- 移籍会員が前に所属していたクラブが、その会員が元クラブに対して金銭的債務を負っていないことを示す文書を、(そのような文書の要請から)30日以内に提供しなかった場合、その会員は元クラブに対して債務を負っていないと見なされます。

地区レベルでの変更

2014-15年度版「ガバナー要覧」が改訂されて以来、以下の方針に変更が加えられました。

全般

- 理事会が地区の境界を廃止、あるいは変更する権限を持つ地区の最低ロータリアン数が、1,200人から、1,100に変更されました。

第4章. 地区の運営

- ガバナーの任務に、以下の項目が加えられました(補遺10にも同様の変更)。
 - 地区内クラブの定款と細則が、最新の組織規定を順守していることを確認する(特に規定審議会の開催後)
 - ガバナーの選挙の際、各クラブ用に一枚の投票用紙を準備する(RI理事会が定めた投票用紙の代わり)。
- RIBIにおいて、地区大会や地区審議会でクラブが正式に立法案を承認することが不可能な場合、地区決議会合で承認することが新たに可能となりました(第5章でも同様の変更)。

補遺10: 地区ガバナー・ノミニー選出の推奨予定表

- ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上36カ月以内に選出されたロータリアンは、「ガバナー・ノミニー・デジグネート」という肩書を担います。ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナー・ノミニーの肩書を担うこととなります。
- 地区大会における投票手続きが次に用に変更されました。
 - 地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合、各クラブはそのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定します。
 - クラブがガバナー・ノミニー対抗候補者を支持する場合、所定の手続きを踏んだ上、1名のみを支持できます。
 - ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出します。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることです。